

離職された方へ 尼崎市役所から大切なお知らせです



離職時に必要な個人市民税・県民税の知識

詳しくは、市民税課へ☎ 06-6489-6246

個人市民税・県民税（あわせて「住民税」ともいいます。）は、所得税及び復興特別所得税（以下、「所得税等」とします。）の源泉徴収制度とは異なり、前年の所得に応じて6月から翌年5月まで課税される制度となっているため、退職・失業等された場合であっても納付していただく必要があります。

個人市民税・県民税が特別徴収（給与からの天引き）されていた場合、事業主を通じて6月から翌年5月までの12回で納付していただくこととなっていますが、退職・失業等された場合は特別徴収ができなくなりますので、残税額については以下のいずれかの方法で納付していただくこととなります。

	普通徴収に切替え	離職時に一括徴収
翌月以降の納付方法	納税者に改めて通知し、残税額について納税者に直接納付していただく方法です。 離職後、市役所市民税課より納税通知書がご自宅に送付されますので、金融機関やコンビニエンスストアで残税額をご自身で納付してください。	給与または退職手当等の支払の際に一括して徴収され、事業主から納付していただく方法です。 1月1日以降の離職の場合は、原則として一括徴収で納めていただきます。 ただし、離職後、5月31日までに支払予定の給与及び退職手当等の合計額を超える残税額がある場合に限り、普通徴収となります。

※ 再就職後、ご自宅に納付書が届いた場合

再就職先から本市市民税課に特別徴収の切替えのお手続きをしていただく必要があります。ご自宅に届いた納付書を持って、転職先の給与事務担当者にお申し出ください。

ただし、納期限を過ぎたものや前年度以前のものは、特別徴収の切り替えの対象にはなりませんのでご注意ください。

（裏面に続く）



納付が困難な場合について

①減免(軽減)のご相談は、市民税課へ・・・

☎06-6489-6246

個人市民税・県民税は所得税等とは異なり、所得があった翌年の1月1日(賦課期日)に住所がある自治体において課税される制度となっていますので、税負担の公平性を確保する観点から納付時期の所得状況に関わらず納めていただくことが原則です。ただし、退職・失業等によって生活が著しく困難になった方で、その前年の合計所得金額が350万円以下である場合など、納付が困難である特段の事情があり一定の要件に該当する方は、申請により減免を受けられる場合があります。ただし、以下の場合は減免を受けることができませんので、ご注意ください。

(ア) 納期限を過ぎた場合

(イ) 納付済みの場合

(ウ) 賦課期日の翌年の1月1日～5月31日の間に退職・失業等をされた場合

減免措置を受けようとされる方は必ず、納期限までに減免申請書を市民税課に提出してください。申請時には失業中であることを証明する書類(雇用保険受給者証等)の添付または提示が必要です。

②納付のご相談は、納税課へ・・・

☎06-6489-6274

病気や失業などの特別な事情により納期限内に納付が困難なときは、お早めに納税課までご連絡いただき納付方法などをご相談ください。

税金を未納のままにされますと、延滞金がかかるなどさらに負担が増えますので、お気をつけください。



給与所得者であれば、特別徴収(給与からの天引き)されているため、気にすることがなかった個人市民税・県民税ですが、離職後は個人の責任でお支払いただかなければなりません。うっかり支払期限を過ぎてしまうと、延滞金がかかってしまいます。

届いた納税通知書をご確認いただき、納付困難な場合は、納期限までに市民税課または納税課に納期限までにご相談ください。